

海外販路開拓支援事業について

1 趣旨

近年、地方公共団体の海外での活動においては地元製品の販路支援が増加している。このため、一般財団法人自治体国際化協会は、地方公共団体の海外販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施する。

2 助成対象

①助成の対象となる団体

都道府県、市区町村

②助成の対象となる事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外販路開拓事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業を対象とする。ただし、資金供与だけの事業、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が 200 万円以下の事業は対象とならない。

3 助成額

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の 1/2 以内の額で、次の金額を上限とする。

① 海外で活動を行う事業については、1 事業あたり 500 万円

② 日本国内で活動を行う事業については、1 事業あたり 300 万円

4 スケジュール

① 申請書提出期限	2018 年 11 月 30 日 (金) 必着
② 交付内定	2019 年 1 月下旬 (予定)
③ 交付決定通知	2019 年 3 月下旬
④ 事業実施期間	2019 年 4 月～ <u>2020 年 2 月</u>
⑤ 実績報告書の提出期限	<u>2020 年 2 月末</u>

5 提出書類

- (1) 助成申請書 (資料 A 海外販路開拓支援事業：様式第 1 号)
- (2) 事業計画書 (資料 A 海外販路開拓支援事業：様式第 1 号-1)
- (3) 助成事業経費内訳書 (資料 A 海外販路開拓支援事業：様式第 1 号-2)

6 添付書類

- (1) 海外販路開拓支援事業実施要綱 (資料 A 海外販路開拓支援事業)
- (2) 申請にあたっての留意事項